

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

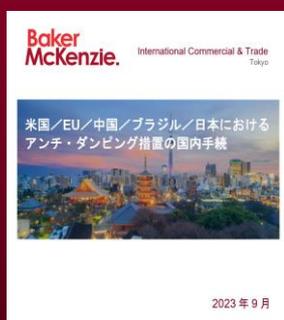
28 September 2023

### 「アンチ・ダンピング措置の 国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本レポート（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



## Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 86

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 86となる本号では、令和6年度経済産業省、金融庁税制改正要望のポイント、イギリスの表明保証保険に基づく請求における MAC 及び当事者の認識をめぐる高等法院の判断等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. グローバル

グローバル：「グローバルグループ再編シリーズ」の連載開始にあたり - 第1回：日本企業を取り巻く環境とグローバルグループ再編の必要性

#### 2. 日本

日本：令和6年度経済産業省、金融庁税制改正要望のポイント

#### 3. アジア

ベトナム：2024年度からの IIR 及び QDMTT の導入の提案

インド：2023年デジタル個人情報保護法案の要点

台湾：「MeToo」運動の影響を受けての性別平等工作法に関する新たな改正

#### 4. 米州

米国：2022年及び2023年の課税年度に対する2022年FTC最終規則の特定の外国税額控除規定の適用を一時停止

#### 5. 欧州

英国：表明保証保険に基づく請求における MAC 及び当事者の認識をめぐる高等法院の判断

#### 6. ESG / Sustainability

EU：炭素国境調整措置の移行期間における報告義務に関する施行規則の採択

## 「Workforce Redesign」ガイドのお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入などといった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーパー・マッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



## 1. グローバル

### 「グローバルグループ再編シリーズ」の連載開始にあたり

日本企業による海外での事業展開や企業買収、投資活動が活発化して久しく、多くの日本企業が海外に多数の子会社、関連会社を有するに至っている。同じように世界各国に多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業が、越境合併（Cross border merger）、越境分割（Cross border demerger）、越境組織変更（Redomiciliation / Domestication）や税務上の居住地の変更等、組織再編の選択肢が多様化するなかで、これらを活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しているのに対し、日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあってか、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっているとは言い難い。

本 Corporate & Tax Global Update では、上記のような問題意識から、今般、「グローバルグループ再編シリーズ」と題する連載を企画し、本号から複数回にわたり、日本企業によるグローバルグループ再編に関するテーマを取り上げることとした。本連載が日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いである。

### 第 1 回：日本企業を取り巻く環境とグローバルグループ再編の必要性

本連載の第 1 回では、日本企業を取り巻く様々な環境について言及し、グローバルグループ再編が如何にそれらと関係するかを検討する。

#### 子会社、関連会社のガバナンスの改善

日本企業による海外企業の買収や投資は古くから行われているが、2000 年代前半以降、特に活発化してきている。その結果、現在では買収後十数年以上経過した海外子会社を多く抱え、かつ買収当時のグループストラクチャーのままとなっているという日本企業も少なくない。買収直後は、買収した子会社への遠慮もあり、又、子会社側にも信頼できる経営陣が存在しているため、買収したままの状態でも事業運営を進めることでも大きな問題はなく、むしろ効果的であることも多いが、買収から長期間が経過したにもかかわらず、現地経営チームの適切な世代交代が進まないことにより、従来のままのグループストラクチャーでは、日本の親会社によるガバナンスが不十分となるというケースが散見される。同種・類似の事業部門の統合、重複部門の整理・統廃合、グローバルな統括機能を有する組織体の設置等のグローバルグループ再編を行うことにより、グループのガバナンス体制を一新することが解決策となり得る。

#### 買収後の組織の最適化

欧米企業の中には、主に税務的な理由からグループのストラクチャーが非常に複雑となっている（例えば、中間持株会社が複数存在するケースや、実質的な出資者と事業会社の間、複数の法人や組合が存在するケースなど）ことがある。日本企業がそのような企業グループを買収するにあたっては、買収交渉における種々の制約もあり、一旦は、対象会社のグループ構成を維持したまま案件を実行するというケースがほとんどである。買収前に採用されていたグループストラクチャーは、そもそも実質的な意義が失われており、無用なものが放置されていたというケースや、日本企業が買収したことにより税務的な意義が失われる、更には寧ろ日本のタックス・ヘイブンを対策税制の文脈では非常に有害なストラクチャーとなってしまう（ペーパー・カンパニー等）というケースも多い。税務その他の観点での意義がない過度に複雑なグループストラクチャーを放置することは、税務、コンプライアンス、グ

## 「2023年国際紛争展望」レポート 発行のお知らせ

不確実性がニューノーマルとなった中、COVID-19が現在における経済サイクル上での紛争の牽引材料となっています。本レポートでは、世界の大企業600人以上のシニア弁護士から得た知見に基づき、こうした変化が世界の紛争情勢に与える影響を明らかにしています。ESG、サイバーセキュリティ、ポストM&A、税務及び雇用に関する主要な紛争傾向を探り、セクター・地域別の動向を分析。今後一年の備えとなれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ループガバナンス等の観点で非効率、不適切、場合によっては有害であることも多いため、不要な法人の解散、統合等を行うことで、グループ構成を単純化することが考えられる。

### 国際税務をめぐる動向

昨今の日本企業のグローバルでの再編のきっかけとしては、企業グループの買収に伴う、グループ構成の最適化（例えば、既存の法人と同一の法域にある被買収グループ企業の統合など）に加え、OECDが主導するBEPS行動計画5及びEUの要請により2019年頃に多数の軽課税国・地域において成立した経済実体要件に関するルール（いわゆる Economic substance requirement）<sup>1</sup>への対応や、2021年10月にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」において合意され本邦でも令和5年度税制改正によってその一部が導入されたグローバル・ミニマム課税への対応（第二の柱への対応としての資本関係の単純化、国際最低課税額に対する法人税の節減のためのプランニング）というものがある。これらの国際税務的な要因に起因するグループ再編にあたっては、日本のタックス・ヘイブン対策税制の影響はもちろん、現地税制も十分に検討した上での実行が求められる。昨今は上記に対応するために越境組織変更（Redomiciliation / Domestication）、税務上の居住地の変更といった手法により域外移転を検討することも散見され、その複雑さは日に日に増している。

国際税務の環境は今や激変期にあり、それを適切に考慮し、グループストラクチャーをアップデートし、税負担の最適化を実現する必要がある。

### 事業ポートフォリオの最適化

不採算事業からの撤退、戦略的事業分野への経営資源の集中、ESG、SDGs等の機運の高まりを受けた事業戦略の変更など、日本企業による事業ポートフォリオの見直し・最適化の必要性が益々意識されるようになってきている。経済産業省も、2020年7月31日に「事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて～」と題するガイドラインを公表してこの流れを後押ししており、近年、実際に多くの日本企業が事業売却、撤退等に取り組んできている。

グループ内の特定部門の事業の売却、清算を行うに際しては、売却や清算の対象となる部門や部署の範囲を確定することが必須となるが、グループストラクチャーが複雑化している場合には、売却や清算のプロセスが過度に複雑化することになり、迅速、確実な案件実行の障害となり得る。将来的な事業売却や清算を見据えた準備作業の一環として、グローバルグループ再編が必要となる場合も多い。

### 地政学的要因

世界経済の中で常態化する米中の対立やそれに起因するデカップリング、ロシア・ウクライナ問題に端を発したロシアビジネスの見直しの機運の国際的な高まりなど、地政学的要因によって、事業の売却、撤退、サプライチェーンの再構築が検討される機会が増えており、それらに起因したグローバルグループ再編が必要となることも考えられる。

### グローバルグループ再編への取組

日本企業をめぐる上述のような法務、税務その他の様々な状況は、いずれも日本企業がグローバルグループ再編をより積極的、戦略的に検討する十分な理由となり得る。いずれの点も、日本企業に特殊なものではなく、欧米の多国籍企業も同様の経営課題に直面しているが、その解決策として大規模なグ

<sup>1</sup> 各国・地域により異同はあるものの、大まかには①一定の法人等の組織について報告義務を課し、②経済的実体（Economic Substance）の無い法人にはペナルティを課し、場合によっては清算を命じる、という規定になっている。

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ローバルグループ再編が検討・実行されるケースは多い。グローバルグループ再編は、グローバル化を果たした日本企業の次の経営課題の一つとしてますます重要性を増していくものと考えられる。

### ベーカーマッケンジーのグローバルグループ再編チームの取組

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所を含む世界各国のオフィスに、グローバルグループ再編プラクティスを集中的に扱う専門チームを置いており、数々の多国籍企業のグローバルグループ再編を、プランニングから実行の段階まで、法務、税務の両面でサポートしている。グローバルグループ再編プラクティスの詳細については、[こちら](#)を参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 日本

### 令和6年度経済産業省、金融庁税制改正要望のポイント

2023年8月31日、経済産業省及び金融庁は令和6年度税制改正要望（以下、それぞれ「経産省要望」、「金融庁要望」）を公表した。経産省要望及び金融庁要望の内容は多岐にわたるが、その中でも重要と思われる項目について、以下その概要を紹介する<sup>23</sup>。

#### 経産省要望

##### 1. 戦略物資生産基盤税制の創設

経産省要望は、中長期的な経済成長を牽引するGX（グリーントランスフォーメーション）分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点で踏まえつつ、戦略的に重要な物資（戦略物資）について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じることを求めた。戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげることを目的としている。

##### 2. イノベーションボックス税制の創設

経産省要望は、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設することを求めた。

##### 3. スtockオプション税制の拡充

経産省要望は、現行のストックオプション税制について、株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げ又は撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じることを求めた。人材が大企業に集中している我が国の現状を踏まえ、スタートアップが国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげることを目的としている。

##### 4. パーシャルスピノフ制度の恒久化

日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直

2 経済産業省 HP「令和6年度経済産業省税制改正要望について」より。

[https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2024/zeisei\\_r/index.html](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_r/index.html)

3 金融庁 HP「金融庁の令和6年度税制改正要望について」より。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20230831.html>

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご覧ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



しの重要性が一層高まっている。令和3年6月にはコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたこと等を受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。

こうした中で、スピンオフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、事業ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業内の成長事業を切出し、スタートアップとして創出することにもつながる。

特に、スピンオフを行う企業に持分を一部残すパーシャルスピンオフは、切出される子会社が元親会社のブランドやシステムの継続利用等を必要とする等、事業切出し時点で完全に資本関係を解消することが難しい日本の大企業の実態と合致しており、事業切出しを促進する上で意義がある。

しかし、従前の組織再編税制のもとでは、パーシャルスピンオフは、適格組織再編成にあたらなかった（法人税法第2条第12号の15の2、同施行令第4条の3第9項参照）。そこで、令和5年度税制改正において（親法人が元子法人の株式の20%未満を継続して保有する）パーシャルスピンオフのうち一定のものを適格株式分配とする特例措置が創設された。今年に入り、パーシャルスピンオフを含め、スピンオフの検討を複数企業が公表する等、企業によるスピンオフ検討が加速しており、本税制の創設は重要な契機となっている。

他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間を要する。令和6年度以降も引き続き企業価値向上に向けた事業再編を促進するためには、子会社の段階的な分離・独立を検討する幅広い企業がスピンオフを活用し、大企業が有する人材や技術等の資源の潜在能力を發揮できる環境を整備することが重要であることから、経産省要望は、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることを求めた。

### 5. 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度（市場国への課税権配分・グローバル最低税率課税）への対応

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包括的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において二つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。

本ニューズレター第84号及び第85号で詳報した通り、市場国への新たな課税権の配分については2023年7月にOECDより新たなガイドラインが公表され、2023年後半の多数国間条約の公表、同年末の署名、2025年の発効が目標とされている。経産省要望は、今後、多数国間条約等の規定を基に国内法制化がされる際には、OECDでの議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行うことを求めた。

グローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められている。我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われており（詳細は本ニューズレター第84号参照）、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。

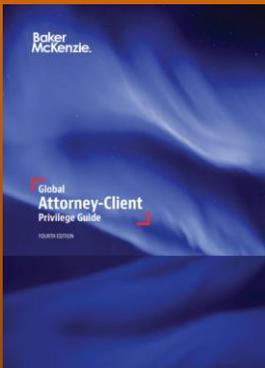
経産省要望は、令和6年度以降の税制改正において、軽課税所得ルール（UTPR : Undertaxed Profits Rule）や適格国内ミニマム課税（QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る国際的な議論を踏まえた法制化が実施される際には、国

## 「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



際ルールに合わせた同制度の簡素化やガイダンスの提供等による明確化を図ることで、日本企業の事務負担軽減を図ることを求めた。

### 6. 外国子会社合算税制見直し

経産省要望は、グローバル・ミニマム課税の導入により、上記の通り対象企業に追加的な事務負担が生じること等を理由として、確認対象企業の絞り込みや簡素化、経済活動基準の簡素化、CFC税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、両制度間における情報の利活用等について検討することを求めた。

### 7. プラットフォーム運営事業者消費税

経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。

プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。

今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。

このような現状を踏まえ、経産省要望は、国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、プラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に代わり、プラットフォーム運営事業者が消費税を納税するプラットフォーム課税の導入、国外事業者における事業者免税点制度の見直しなど、国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方について検討することを求めた。

## 金融庁要望

### 1. 金融所得課税の一体化

金融庁要望は、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所が2020年7月に実現したことを踏まえ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大することを求めた。

なお、金融所得の一体化は、農林水産省及び経済産業省との共同要望であるところ、経産省要望においては、制度の導入に当たって、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮することまで求められている。

### 2. クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれている。

しかし、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続きをすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおい

## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

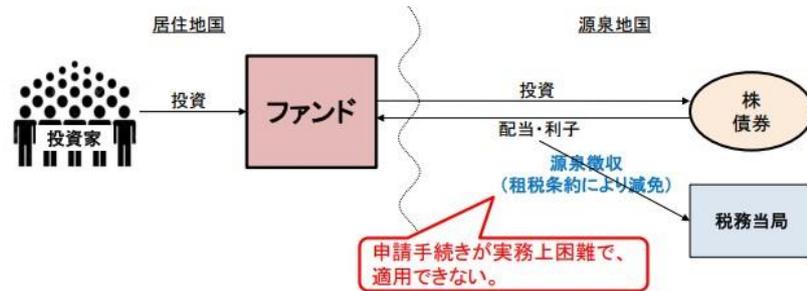
世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となります。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



では、投資家レベルで申請手続きを行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にある。

そこで、金融庁要望はファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約を適用することができるよう所要の措置を講ずることを求めた。



(出典：金融庁 HP<sup>4</sup>)

[最初のページに戻る](#)

## 3. アジア

### ベトナム

#### 2024年度からの IIR 及び QDMTT の導入の提案

2023年8月2日付政府決議122/NQ-CPのもと、第二の柱を実施するため、政府は財務省（以下、「MOF」）による国会提出決議案の策定を承認した。今般のMOFによる決議案は、他省庁の意見、第二の柱の導入が与える影響に関する報告など他の文書に加え、所得合算ルール（以下、「IIR」）と適格国内ミニマム課税（以下、「QDMTT」）に関する法案を含んでいる<sup>5</sup>。法案は10月の国会会期中の議論を経て決議される予定である。

#### 詳細

本決議案は、ベトナムにおいて2024年1月1日からIIRとQDMTTの両方を実施することを提案する内容となっている。

- ① IIRは、海外構成事業体のあらゆる収益のうち、15%未満の課税しか受けていないものに追加で課税される法人税である。それゆえ、IIRは、ベトナムに最終親会社があり、他法域において最低税率15%未満の納税しか行っていない構成事業体を有するベトナムの、（連結収益が7億5000万ユーロ以上ある）対象多国籍グループに影響を及ぼしうる。
- ② QDMTTは、対象多国籍グループの構成事業体で、ベトナムにおける法人税の実効税率15%未満であるベトナム国内企業（外資系企業がベトナム系企業かを問わない）に課される追加の法人税である。当該実効税率はOECDのグローバル税源浸食防止ルールに従って算出される。

本決議案が可決された場合、2024年1月1日以降改正法人税法（以下、「CIT Law」）にこれらの規定が織り込まれるまで、適用されるものとされ

<sup>4</sup> 金融庁HP「金融庁の令和6年度税制改正要望について」より。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20230831.html>

<sup>5</sup> 本決議案は the portal of Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VCCI).(ベトナム語)で参照可能である。

## 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



ている。つまり、当面の間は現行 CIT Law をこの決議案により提案されることとなる IIR と QDMTT に関する規定で補完することになる。

通常の手続であれば、60 日間のパブリックコメントの募集が行われるが、政府は時限性から、短縮された審査と承認手続に依拠した立法手続により（つまり、通常のパブリックコメントを募集する期間を設けない）、第二の柱の承認を行う旨の提案を行っている。

[最初のページに戻る](#)

## インド

### 2023 年デジタル個人情報保護法案の要点

8 月 9 日にインドの 2023 年デジタル個人情報保護法案（Digital Personal Data Protection Bill）（以下、「DPDP 法案」）がインド議会の両院を通過し、現在は大統領の同意を待っている状態である。2017 年、インドの最高裁判所がプライバシーは基本的人権であると判示し、以降、インドは情報保護法案の成立を目指してきた。DPDP 法案は 5 度目の法案となる。

DPDP 法案は、デジタルの形態で収集された個人情報、又は非デジタルの形態で収集され、その後デジタル化された個人情報のいずれかに該当する、インドにおけるデジタル個人情報の処理にのみ適用される。個人情報とは、その情報によって、又はその情報に関連して識別可能な個人に関するあらゆる情報と定義される。

DPDP 法案は、具体的な遵守の日程までは規定していないが、将来に向けてのみ適用されることを明確にしている。インドにおいて、個人に商品やサービスを提供する企業は、インドからの情報の移転状況の確認、個人情報の収集と処理の法的根拠の特定、主要な方針や手続、ベンダーとの情報処理契約の見直し等、DPDP 法案の施行に向けて準備を進めるべきである。

### DPDP 法案の主な内容

- 法的根拠：デジタル個人情報の処理は、データ主体（data principal と呼ばれる）の同意がある場合にのみ可能となる。企業は、以前にデータ主体から同意を取得していたとしても、新たな同意を取得する必要がある。同意が撤回された場合には、企業は合理的な期間内にデジタル個人情報の処理を停止する必要がある。一定の状況においては、データ管理者（data fiduciary と呼ばれる）は、情報処理の適切な法的根拠として、同意の代わりに「正当な使用」に依拠することができる。これには、(i) 個人によって自発的に提供される情報、又は (ii) 政府の福利厚生やサービス、医療緊急事態や雇用に関する情報が含まれる。
- 情報の移転：DPDP 法案は、インド政府が制限した国を除き、インド国外への個人情報の移転を認めている。政府はまだ制限国のリストを発表していない。
- 情報漏洩：個人情報の漏洩が発生した場合、DPDP 法案では影響を受けるデータ主体及びインド個人情報保護委員会（Data Protection Board of India）への報告を義務付けている。DPDP 法案では、「個人情報漏洩」を情報の機密性、完全性、可用性を損なう個人情報の不正な処理、開示、使用、改ざん、紛失と定義している。DPDP 法案に基づく報告義務は、既存の Cert-In 規則に基づく報告義務を変更するものではない。

- データ主体の権利：個人には、DPDP 法案に基づき、(i) アクセスする権利、(ii) 訂正又は削除を求める権利、(iii) データ管理者に対する苦情を登録する権利、(iv) 代理で権利を行使する他の個人を指名する権利等、一定の権利が認められている。
- 重要データ管理者 (significant data fiduciary)：DPDP 法案は、処理される個人情報量の量、当該情報の性質と機微性、データ主体の権利に対するリスクなどの要因に基づいて、組織を重要データ管理者として指定することができる。この指定を受けた場合、インドにおける情報保護責任者 (Data Protection Officer) の設置、独立情報監査人 (Independent Data Auditor) の任命、定期的な情報保護影響評価の実施などの追加要件を遵守する必要がある。
- こどもの情報：DPDP 法案では、18 歳未満のこどもの情報処理については、検証可能な親の同意が必要とされる。同意がある場合でも、こどもに危害を加える可能性のある処理、トラッキング、行動監視、ターゲティング広告等は一般的に禁止されている。

違反に対する罰則には、2 億ルピーから 2 億 5,000 万ルピー (約 2,400 万米ドルから 3,000 万米ドル) の多額の罰金が含まれている。しかし、DPDP 法案によると、このような罰金はこどもの情報処理に関連する複数回の違反や重大な管理上の不備があった場合に科される。

DPDP 法案は、DPDP 法案遵守状況の監視、罰則の適用、情報漏洩の是正・軽減に関する指示、情報漏洩に関する調査及び苦情の聴取等を主な機能とする、独立機関の設立も認めている。

[最初のページに戻る](#)

## 台湾

### 「MeToo」運動の影響を受けての性別平等工作法に関する新たな改正

「MeToo」運動を受け、台湾政府は 2023 年 7 月 31 日に性別平等工作法 (Act on Gender Equality in Employment、以下「AGEE」。) を改正した。今回の AGEE の改正は 2024 年 3 月 8 日に施行される。

1. 勤務時間外に発生したセクシュアル・ハラスメントも、AGEE の対象に含まれる

従来、AGEE は「就業時間外」のセクシュアル・ハラスメントや、「異なる事業部門の社員」によるセクシュアル・ハラスメントには適用されなかった。今回の改正により、上記のいずれの状況も対象となる。

2. 「権力によるセクシュアル・ハラスメント」、「最高責任者」、及び関連する損害賠償責任の定め

今回の改正により、「権力によるセクシュアル・ハラスメント」と「最高責任者」の意味が定義された。特に、権力的地位を利用したハラスメントを抑制するために、裁判所は、損害賠償額の 1 倍から 3 倍までの懲罰的損害賠償を課すことができ、加害者が最高責任者及び雇用主である場合には、損害賠償額の 3 倍から 5 倍に増額することができるとした。

### 3. セクシュアル・ハラスメントを防止し、対処する雇用主の責任強化

#### ① 予防措置

新たな改正では、従業員の教育や研修などセクシュアル・ハラスメントを防止する雇用主の責任や方法を明記している。

#### ② 通知義務

雇用主は、苦情の受理及びセクシュアル・ハラスメント調査結果を地方自治体に通知する義務がある。雇用主が法律で義務付けられている通知を怠り、その後申立人が調査結果に対して地方自治体に苦情を申し立てた場合、雇用主が行ったセクシュアル・ハラスメント調査は法的手続を遵守していないため無効とみなされる可能性がある。

#### ③ 苦情のメカニズム

改正前は、従業員 30 人以上の雇用主にのみ、セクシュアル・ハラスメントの防止措置、苦情処理、制裁措置が義務付けられていたが、新 AGEE では、従業員 10 人以上 30 人未満の雇用主にも、セクシュアル・ハラスメントの苦情処理制度の設置と周知を義務付けている。

#### ④ 苦情処理

新 AGEE では、雇用主に対し、「苦情以外がきっかけとなって」セクシュアル・ハラスメントに気づいた場合でも、調査、職務調整、通院やカウンセリングの援助を提供することを義務付けている。

さらに、新 AGEE は、雇用主による効果的な是正・救済措置の内容を明記しており、これには、告発者と加害者を隔離すること、告発者を保護するために必要な医学的・心理学的カウンセリングを実施することなどが含まれる。

#### ⑤ 加害者に対する処分及び懲戒

今回の改正では、加害者は停職又は他の職位に異動させられると規定している。調査の結果、セクシュアル・ハラスメントの事実が認められないと判断された場合は、停職期間中の給与は返還される。

又、セクシュアル・ハラスメントの事実が存在し、その状況が深刻であると雇用主又は地方自治体が認めた場合、雇用主は「調査結果」を知った時から 30 日以内にセクシュアル・ハラスメントの加害者を解雇することができる。

### 4. 自治体介入に向けた外部苦情処理機構の設立

セクシュアル・ハラスメントの被害者は、加害者が最高責任者や雇用主である場合、又は雇用主によるセクシュアル・ハラスメントに関する調査や懲戒処分の結果に納得できない場合、地方自治体に直接苦情を申し立てることができる。

又、未成年者や退職者の申立てについては特別な期間の定めが存在する。特に、最高責任者や雇用主からセクシュアル・ハラスメントを受けた被害者は、退職から 1 年以内、又はセクシュアル・ハラスメントが終わった時から 10 年の間告発することができる。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 米州

### 米国

#### 2022年及び2023年の課税年度に対する2022年FTC最終規則の特定の外国税額控除規定の適用を一時停止

##### 概要

2023年7月21日、米国財務省と米国内国歳入庁（以下、「IRS」）は Notice 2023-55（以下、「Notice」）を公表し、2021年12月28日に公表された最終外国税額控除規則（以下、「2022年FTC最終規則」）の大部分を、2022年及び2023年の課税年度に適用しないことを決定した。特に、Noticeは、ある外国税額（デジタルサービス税（以下、「DST」）を除く）が米国税法上の「所得税」に該当するか否かを判定するルールの一部の発効を停止する。このルールの適用によって従前より利用可能な外国税額控除の額が減少する事例が多く想定されていたことから、今回の停止措置は多くの納税者にメリットをもたらすことになる。

##### 2022年FTC最終規則の主要な改正点

今回の停止措置の背景として、2022年FTC最終規則における改正の概要を簡略に述べる。2022年FTC最終規則で追加された重要な改正点の一つとして、外国税額控除の利用範囲に加えられた大きな限定が挙げられる。即ち、米国の納税義務者が課税対象の所得及び税を課す法域と十分な関連性がある外国税についてのみ外国税額控除を請求できることを目的とした、新しい帰属要件が導入された。当該帰属要件の内容は、米国居住者と非居住者とで異なる。

米国居住者に課される税金については、外国税法は、外国の移転価格規則に従って行われた関連者取引に関する所得、利得、控除、損失の米国居住者への（又は米国居住者からの）配分はアームズ・レングス原則に基づいて決定されなければならない。

米国非居住者に課される税金については、下記の所得区分ごとに異なる外税控除ルールが適用される。

- － 納税義務者の外国での活動によって生じる所得
- － 課税法域内に源泉がある所得
- － 課税法域内に資産が存在することに起因して生じる所得

このうち、2つ目の所得に関しては、サービスやロイヤルティ等に関する外国の源泉徴収に関する規定が、そのような収入項目についての対応する米国の源泉徴収に関する規定に適合している場合に限って外税控除が認められる（源泉ベースの帰属要件）。しかしながら、源泉ベースの帰属要件を満たすことは実務上困難で、その結果、従前控除可能であったロイヤルティ及びサービス料に関する外国源泉税の多くが米国における外税控除の対象外になってしまうことが想定されていた。その理由としては、ロイヤルティに関する米国のソース・ルールの適用関係が不明確であり、又、大多数の国では、米国のソース・ルールに明確に適合するソース・ルール（特にサービス料とロイヤルティに関する規定）が存在しないことによる。

##### 今回の停止措置の適用要件・適用時期

Noticeは、2021年12月28日以降に始まり、2023年12月31日以前に終わる課税年度として定義される「Relief Period」（猶予期間）の間、一定の一

貫性要件（Consistency Requirement。詳細は割愛するが、今回の停止措置の適用対象となる外国税額を恣意的に選択することを禁止するための要件）を満たす納税義務者に適用される。そのため、暦年納税義務者の場合、Noticeに基づいて2022年及び2023年の課税年度については2022年FTC最終規則の大部分が適用されないことになる（ただし、例えば課税年度末が11月30日の納税義務者の場合、2023年11月30日に終了する課税年度にのみ適用される）。

## 2024年度以降の見通し

2024年度以降にどのような運用になるのかは今のところ明らかではないが、現状のルールに従うと、2024年度以降は2022年FTC最終規則を適用する必要がある。米国財務省とIRSはNoticeの中で、「Relief Periodを超えて追加の一時的な猶予を提供するかどうか、又どのような条件で提供するかを検討している」とも述べている。したがって、今後の2022年FTC最終規則の適用関係については、次のようなパターンが考えられる：

1. 2024年度以降も猶予措置が継続されるパターン
2. 2024年度以降は2022年FTC最終規則が適用されるパターン
3. 2022年FTC最終規則が更に改正され、2024年度以降この改正案が適用されるパターン

なお、上で述べたように、NoticeはDSTには適用されず、したがってDSTは今回の停止措置の範囲から除外される。同様に、Noticeは、2022年FTC最終規則と同時に導入された米国財務省規則1.861-20条(d)(3)(v)（詳細は割愛するが、いわゆるDisregarded Entityからの送金に関する外国税額控除を相当程度制限しうる規定）にも適用されないことから、今回の停止措置の範囲から除外される。つまり、今回の停止措置によってもなお2022年FTC最終規則の一部は引き続き適用されるため、2022年及び2023年度の申告に際しては外税控除の適用関係に細心の注意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

## 5. 欧州

### 英国

#### 表明保証保険に基づく請求におけるMAC及び当事者の認識をめぐる高等法院の判断

*Finsbury Food Group plc v Axis Corporate Capital UK Ltd and others* [2023] EWHC 1559 (Comm)の判決において、英国裁判所は、どのような事象が対象会社の収益性についてのMAC（Material Adverse Change、重大な悪化）又は重大な影響となるかという、非常に関心の高い論点について判断を下した。

裁判所は、表明保証保険の保険契約者の訴えについて、保険契約者が売買契約に基づく売主の表明保証違反を立証できなかったとして退けた。本判決は英国における表明保証保険に基づく訴えについて報告されている2例目の判決である。ほとんどの表明保証保険には仲裁条項が置かれるため、表明保証保険に基づく請求は、その大部分が仲裁に付される。

本件において、高等法院はMACに加えて、売買契約及び表明保証保険契約における当事者の認識に基づく責任制限に関する予備的主張についても判断を下しており、いずれもM&A及び訴訟・仲裁実務家に大変興味深いものである。

## 事案の概要

Finsbury Food Group Plc（以下、「フィンズベリー」）は、Ultraparm Limited（以下、「対象会社」）の旧株主（以下、「売主」）との間で、2018年8月31日付売買契約（以下、「SPA」）を締結した。フィンズベリーは食品製造会社のグループ企業であり、様々なグルテンフリー、ナッツフリー又はデリーフリーのベーカリー製品の製造、販売、流通を業としている。対象会社は、フィンズベリーに売却される以前は、グルテンフリー（以下、「GF」）のパン及びベーカリー製品の自社ブランドメーカーであった。同社の本社及び英国ベーカリーは Pontypool に位置し、Poland にも別の製造拠点を有していた。英国内における主たる事業は、Marks & Spencer Plc（以下、「M&S」）への GF 製品の供給であり、それら製品は M&S ブランドとして販売されていた。フィンズベリーは SPA に基づき、対象会社を 2,000 万英ポンドで買収した。

SPA に関連して、フィンズベリーは被告が引き受けた買い手側表明保証保険（以下、「本保険」）を締結した。本保険に基づき、フィンズベリーは SPA に基づく売主の責任、特に表明保証違反に対する売主の責任について付保した。本保険は、被告が保険限度額の範囲内で、本保険の対象となる損害についてフィンズベリーに対して補償することを規定していた。

取引完了後、フィンズベリーは、売主が SPA に基づく表明保証に違反し、当該違反により対象会社の株式価値が 3,194,370 英ポンド減少し、この損失は本保険の条項の対象となると主張した。

SPA に基づき、売主は以下の保証を行った。

- ① どのグループ会社の取引状況、財務状況、見込まれる売上高にも MAC（重大な悪化）がなく、グループ会社の総売上高の 20% 超に相当する顧客の喪失によってグループ会社の事業に悪影響を受けなかったこと（以下、「MAC 保証」）。
- ② どのグループ会社も、総額 10 万英ポンドを超える売上高の減少又は関連するグループ会社の収益性にその他の重大な影響を生じるような継続的な価格低減又は割引を提供又は提供することに合意していないこと（以下、「価格低減保証」）。

SPA は又、「本契約の締結日時点において、買主が(i)当該保証請求の状況を現実に認識し、かつ(ii)当該状況が保証請求を生じさせる可能性が高いことを現実に認識している場合」に限り、保証に関する売主の責任を制限することを規定していた。ここにいう「買主（フィンズベリー）の認識」とは、Steve Boyd、Julie Turnbull 又は Jas Randhawa が現実に認識していた事実、事項及び状況に限定された（以下、「認識による除外」）。

本保険は、SPA と同時に締結された。フィンズベリーが被告に対して有効な請求を有するか否かを判断する上で、同保険の以下の定義及び条項が関係する。

- ① 「損失」には、「取引文書（SPA を含む）に基づき、フィンズベリーが売主及び／又は保証提供者に対し、違反に関して法的に請求することができる金額、又は制限条項を無視した場合に当該違反に関して請求できるであろう金額」が含まれる。
- ② 「現実の認識」とは、「関連する者の個人的な認識」を意味し、「疑義を避けるため、関連する者の認識の擬制（constructive or imputed knowledge）、又は被保険者の取締役、役員、従業員、アドバイザー若しくは代理人の実際の認識、認識の擬制（constructive or imputed knowledge）、又は(i)被保険者若しくは(ii)関連する者のそのような

アドバイザー若しくは代理人から提供された情報は含まれないものとする。」

- ③ 「違反」には、SPAに基づく一般保証の違反が含まれる。
- ④ 被告のフィンズベリーに対する補償義務には免責条項があり、被告は開始日以前に取引チームメンバー（Steve Boyd、Julie Turnbull 及び Jas Randhawa）が現実の認識を有していた違反に起因する損失については責任を負わないものとされていた。被告は又、取引文書（Disclosure Letter, Due Diligence Materials, Data Room）において開示され、取引チームメンバーが違反について現実の認識を有することとなった違反に起因する損失についても支払義務を負わないものとした（以下、「認識による免責」）。

### フィンズベリーの主張

フィンズベリーは、対象会社が最も重要な顧客である M&S と、最も重要な製品 2 つについて、それぞれ収益性を 14% 及び 9% 低下させる価格低減について合意したため、MAC 保証及び価格低減保証に違反すると主張した。

### 被告の抗弁

被告は、フィンズベリーの取引チームメンバーは、対象会社の GF 製品の一部について価格低減が行われ、収益性が低下していることを認識しており、取引成立前に標準コストのスプレッドシートを独自に分析し、対象会社と協議する機会があったと主張した。

又、フィンズベリーの社内会議議事録は、対象会社の利益減少が価格低減によるものであることを認識していたこと、フィンズベリーの買収前のモデリングにおいてこのことが考慮されていた事実を裏付けており、リスクを承知で対象会社の買収に踏み切ったのである。

### 裁判所の判断

MAC 保証について、裁判所は、(i) 対象会社の取引状況又は売上高に関して、MAC がなく、及び(ii) 対象会社の総売上高の 20% を超える顧客の喪失がないことの 2 つの保証が含まれていると判断した。

どのような事象が MAC に該当するかについて、被告は、MAC の基準は、顧客の喪失に関する保証における総売上高の 20% の基準に合わせて解釈すべきのものであると主張したが、これに対しフィンズベリーは、それぞれの基準は互いに独立したのものであると主張した。判事は、MAC とは、最小レベルのものとは異なり、実質的又は重大なものを意味するとされている、イングランド&ウェールズ高等法院の様々な判決を検討した。本件の事実及び提出された証拠に照らし、判事は、MAC は総売上高の 20% という基準値を意味するものではなく、対象会社のグループ総売上高の 10% を超える損失があれば、MAC を構成するのに十分であり、MAC 保証違反となるものと結論付けた。本件においては、証明されたのは 2 つの GF 製品の収益性の低下だけであり、この損失は対象会社の売上高の 10% には達しなかったため、MAC の基準は満たされなかった。

価格低減保証について、裁判所は、対象会社が M&S と合意した価格低減は、効力を生じたのは決算日後であったものの、決算日前に既に提示され、又提示されることが合意されていたことが極めて重要であると考えた。さらに、フィンズベリーは、価格低減の程度については認識していなかったものの、対象会社が M&S と GF 製品の価格低減交渉を行ったこと自体は認識していた。

裁判所は、売主は MAC 保証及び価格低減保証のいずれにも違反しないと結論付けたが、仮に SPA に基づく表明保証違反があった場合、SPA における認識による除外又は本保険における認識による免責により責任を免れるという予備的主張も検討している。同裁判所は、被告が本保険の認識による免責条項に依拠するのであれば、フィンズベリー、特に Jas Randhawa が表明保証違反の請求の原因となる状況を現実に認識していたことの立証責任は被告にあるとした。Randhawa 氏と Chu 氏の証言を検討した結果、判事は、両者はともにフィンズベリーの請求を支えるための虚偽の供述をしており、両証拠は採用できないと結論付けた。判事は、Randhawa 氏はすべての重要な事実を把握していたため、保有していた情報が表明保証違反の請求につながる可能性が高いことについての Nelsonian Knowledge（故意に目をつぶったことの結果として、擬制される認識）を有していたと判断した。したがって、本保険における認識による免責条項が適用されるとした。

以上の結果、裁判所はフィンズベリーの請求を棄却した。

[最初のページに戻る](#)

## 6. ESG / Sustainability

### EU

#### 炭素国境調整措置の移行期間における報告義務に関する施行規則の採択

欧州委員会は、2023年8月17日、2023年5月17日に正式に発効した炭素国境調整措置（EU Carbon Border Adjustment Mechanism）（以下、「CBAM」）の移行期間における報告義務に関する施行規則（以下、「本規則」）を採択した。

CBAMは、炭素制約が緩やかなEU外の法域から輸入された鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、電気、水素等の製品の輸入者に対して、同等の製品がEU内で生産されたとすればEU排出権取引制度により課されたであろう炭素価格に対応する賦課金の支払義務を課す制度である。炭素制約が緩やかなEU外の法域からの輸入の増加によって世界的な炭素排出量が増大し（カーボン・リーケージ）、EU排出権取引制度を通じた温室効果ガス削減の達成が阻害されることを防ぐことを目的としている。CBAMは、2030年までにEU内の温室効果ガスを1990年比で55%以上削減することを目標とする「Fit for 55」パッケージの重要な一部を構成するものである。

CBAMの完全適用の開始予定日は2026年1月1日であり、2023年10月1日から2025年12月31日までは移行期間とされている。そして、移行期間中は、輸入者に対して報告義務のみが課され、欧州委員会は、当該報告を通じて収集されるデータを分析し、規制対象をカーボン・リーケージのリスクの高い他の製品に拡張すべきかを判断する予定である。

本規則は、上記の移行期間中の報告義務に関して、その報告内容（輸入する製品の種類や量、当該製品の生産過程における直接又は間接の温室効果ガスの排出量など）や、報告先（CBAM Transitional Registry）、報告される温室効果ガスの排出量の測定方法などを定めるものである。

最初の報告期限日は 2024 年 1 月 31 日であり、対象製品を EU へ輸出する企業は、当該報告に備えた準備に着手する必要がある。

[最初のページに戻る](#)